

尾三消防組合議会議事録 令和元年12月定例会

議長	書記長	書記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長	島田茂樹
会期	自 令和元年12月25日	1日間		
	至 令和元年12月25日			
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1番議員 加藤啓二	2番議員 門原武志	3番議員 比嘉浩二	4番議員 加藤孝久
	5番議員 福安金之助	6番議員 渡邊郁夫	7番議員 一色美智子	8番議員 近藤郁子
	9番議員 ふじえ真理子	10番議員 岡崎つよし	11番議員 なかじま和代	12番議員 山田けんたろう
	13番議員 大橋ゆうすけ	14番議員 山根みちよ	15番議員 武田治敏	
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管理者 近藤裕貴	副管理者 井俣憲治	副管理者 小野田賢治	副管理者 小浮正典
	副管理者 吉田一平	事務局長 可児嗣久	消防長 近藤信之	次長 小塚法人
	次長兼予防課長 伊豆原正人	次長兼特別消防隊長 山田孝明	次長兼日進消防署長 成瀬正樹	次長兼総務課長 廣瀬敏文
	会計管理者 中野一俊	消防課長 酒井雄二	指令課長 宮家美博	
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総務課専門監 村瀬昭二	総務課主幹 川上良樹	総務課課長補佐 塚谷友昭	
職務のため出席した者の職・氏名	書記長 島田茂樹	書記 久保田直也		
会議録署名議員	5番議員 福安金之助	6番議員 渡邊郁夫		

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結 果
議案第 20 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	原 案 可 決
議案第 21 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原 案 可 決
議案第 22 号	令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	原 案 可 決

令和元年12月尾三消防組合議会定例会議事録

下記議案議決のため、令和元年12月25日午前10時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 議案第20号
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 日程第7 | 議案第21号
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第22号
令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 管理者あいさつ |

出席議員(15名)

1 番 議 員	加藤啓二議員	2 番 議 員	門原武志議員
3 番 議 員	比嘉浩二議員	4 番 議 員	加藤孝久議員
5 番 議 員	福安金之助議員	6 番 議 員	渡邊郁夫議員
7 番 議 員	一色美智子議員	8 番 議 員	近藤郁子議員
9 番 議 員	ふじえ真理子議員	10 番 議 員	岡崎つよし議員
11 番 議 員	なかじま和代議員	12 番 議 員	山田けんたろう議員
13 番 議 員	大橋ゆうすけ議員	14 番 議 員	山根みちよ議員
15 番 議 員	武田治敏議員		

説明のために出席した者の職・氏名(15名)

管 理 者	近藤裕貴君	副 管 理 者	井俣憲治君
副 管 理 者	小野田賢治君	副 管 理 者	小浮正典君
副 管 理 者	吉田一平君	事 務 局 長	可児嗣久君
消 防 長	近藤信之君	次 長	小塚法人君
次長兼予防課長	伊豆原正人君	次長兼特別消防隊長	山田孝明君
次長兼日進消防署長	成瀬正樹君	次長兼総務課長	廣瀬敏文君
会計管理者	中野一俊君	消 防 課 長	酒井雄二君
指令課長	宮家美博君		

職務のため出席した総務課職員の職・氏名(3名)

総務課専門監	村瀬昭二君
総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	塚谷友昭君

職務のため出席した者の職・氏名(2名)

書 記 長	島田茂樹君
書 記	久保田直也君

●書記長（島田茂樹）

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼。ご着席下さい。

議長、開会あいさつ。

◎議長（武田治敏）

令和元年12月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出されておりますのは、議案第20号から議案第22号の3議案であります。

議員の皆様方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

午前10時02分開議

◎議長（武田治敏）

現在の出席議員数は15名です。

よって、令和元年12月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、令和元年8月分から10月分までの結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長、5番、福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

5番、福安金之助。

本日、開催いたしました議会運営委員会の審議の結果について報告いたします。

本委員会は、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと開催いたしました。

協議事項は、令和元年12月尾三消防組合議会定例会についてでございます。

定例会の会期は、本日、令和元年12月25日、1日とすること。

また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、一般質問、提出議案の説明、議案質疑の答弁、採決を行い、最後に管理者のあいさつを

いただき、閉会とすることで、委員会は終了いたしました。
以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。
日程第2、管理者あいさつ。
近藤裕貴管理者。

○管理者（近藤裕貴）

管理者の近藤でございます。
開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和元年12月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私ともご多用の中をご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。

本日、定例会に提出します議案は、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、令和元年度尾三消防組一般会計補正予算第3号の3議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜りまして、ご議決ご賛同いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。
日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、5番、福安金之助議員、6番、渡邊郁夫議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議長（武田治敏）

日程第5、一般質問を行います。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

（異議なしの声）

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告受付順により、発言を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2番、門原武志です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1項目目、消防、救急出動する車両の乗車人数について質問します。

消防広域化の議論では、1つの事案に対し出動する車両が多くなることがメリットとして挙げられます。実際、尾三消防に豊明市、長久手市の消防を加えた広域化の後、1回の火災に出動する車両の数が増えましたし、先日、議会で視察に伺った泉州南消防本部では、多数の子どもが乗ったバスの事故で、多くの車両が救助に向かえたということが紹介されました。

一方で、愛知県全体の消防広域化のために設立された愛知県消防広域化協議会準備会が実施した県内消防局と消防本部に行ったアンケートのまとめで、災害出動に対する課題として、タンク車、救助工作車及び指揮調査車の出動時において、活動人員が不足しているという課題があり、理由として、勤務人員の都合上、各出動車両の乗車人員は3人がほとんどのため、災害現場において活動人員が不足しており、特に初期活動に苦慮している、ということが紹介されています。

消防、救急で出動する車両の乗車人数は、現場で適切な活動を行うための重要な要素だと思われます。

そこで、尾三消防の広域化前と、豊明市、長久手市を加えた広域化後の状況、そ

して、県内の各消防の現状について伺います。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の門原武志議員の質問に対する答弁者。
近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。消防長、近藤。

現在、尾三消防本部では、主力となるタンク車の乗車人数は、当日の勤務人員により3名から5名で運用しています。

救急車については、消防法施行令第44条第1項において、救急隊は、救急車1台及び救急隊員3名で編成することとされていますので、常時3名で運用しています。なお、広域化前と広域化後で消防車及び救急車の乗車人数に変化はございません。

県内の現状については、消防本部の規模により1件の火災に出動する消防車の台数や出動隊員の数が異なるため、詳細な現状は把握しておりませんが、小規模消防本部では、タンク車を常時3名で運用しているところもあり、出動台数も少ないため、消火活動に苦慮していると伺っております。

尾三消防本部については、多くの消防車両が現場に出動しますので、タンク車が3名乗車の場合でも消火活動に大きな支障は来しておりません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志 議員

現状では問題がないとの認識であると、ご答弁いただきました。

それでは、今後の目標と計画について伺います。

◎議 長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

今後の目標及び計画につきましては、今後、第8次消防力整備計画で決定されることとなりますが、現時点では、変更する予定はございません。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

わかりました。

2項目目の質問、防火査察、危険物製造所等立入検査について伺います。

9月議会の決算審査では、防火査察、立入検査について、前年度より増加していることが紹介されました。

京都アニメーション放火事件など、国の基準を守っていても、逃げ遅れた人が多数亡くなるなど、基準を守っているからとって、被害の拡大を防ぎきることはできませんが、それでも防火、消火、避難などの意識高揚のために、査察、検査を着実にやっていくことが重要だと思います。

目標を持って計画的に防火査察、立入検査をしているとのことですが、その内容について伺います。

近年の実施件数を、広域化前の数年と広域化後の平成30年度の状況について伺います。

◎議長（武田治敏）

答弁者、近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

立入検査は、査察規程により定期査察として年間計画を作成し、5年間で管内全ての対象施設を一巡することを目標としています。

また、このうち重点的に査察が必要とされる大規模な対象物に対しては毎年実施することとしております。

次に、近年の査察実施件数については、平成28年度は、防火査察1,208件、危険物施設323件。平成29年度は、防火査察1,445件、危険物施設304件でございます。広域化後の平成30年度は、査察業務を強化し、防火査察2,384件、危険物施設378件を実施しております。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

次に、社会的影響がある火災による消防法令改正について伺います。

今年、起きた京都アニメーションの放火殺人事件など、衝撃的な火災が起きるたびに避難経路の在り方、防火体制の在り方などに社会的関心が集まります。

京都アニメーションについては、容疑者への取り調べが済んでいない状況の中でも、携行缶によるガソリン販売への規制が守られているのか、尾三消防としても監

視を強めているところだと伺っております。

最近では平成28年12月の糸魚川市大規模火災によって、平成30年3月より消火器具の基準が強化される法令の改正がありました。

こうした消防法令の改正により、予防業務にどのような変化があったか、伺います。

◎議長（武田治敏）

答弁者、近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

議員の言われるとおり、社会的影響のある火災事案が発生しますと、適時、消防法令が改正され、消防用設備等の設置強化や防火管理の強化など図られております。

最近では、平成28年12月の新潟県糸魚川市大規模火災の発生に伴う法改正で、本年10月1日から全ての飲食店に消火器の設置が義務化されました。

こうした法改正の都度、関係事業所等への周知や、臨時の査察など、改正趣旨に則った予防業務を執っております。

◎議長（武田治敏）

次に、9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

9番、ふじえ真理子です。

消防広域化後の検証と今後の更なる消防・救急の充実をめざしてとして、質問させていただきます。

1項目目、広域化して1年9カ月が経過しようとしています。現時点での救急及び消防の広域化後を検証しながら、今後の救急と消防力向上、充実に向けて組合の基本的な考え方を伺います。

救急及び消防それぞれにおいて、広域化による成果と課題についてどのように把握されていますか。

◎議長（武田治敏）

ただ今のふじえ真理子議員の質問に対する答弁者。

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。消防長、近藤。

広域化の成果としましては、先般の消防広域化後1年目の検証報告のとおり、警防上の効果として、初動体制や増援体制の強化、大規模災害対応能力の強化、管内

の境界付近の現場到着時間の短縮、救急需要への対応力が強化できたことです。

次に、人事上の効果としては、総務部門の統合により現場活動人員が増強できたこと、また、財政上の効果としては、更新車両を整理することで経費負担を抑制することができたことです。

課題として捉えているものではありませんが、検証報告にもありますように管内の最南端、最北端の一部地域では、広域化前と比較して救急車の平均到着時間がわずかに長くなっております。

広域化後は、応援協定に頼ることなく尾三消防本部の救急隊で全ての救急事案に対応することができております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

実際の成果としていくつか挙げていただきました。

課題として捉えていないとのことですが、ご答弁にもありました広域化後1年目の検証報告を見ますと、救急出動から現場到着までの平均時間が広域化前と後との比較で長久手市の最北端では0.1分で、6秒、豊明市の最南端では0.8分で、48秒長くなっているということです。

1分ごとに救命率が7から10%低下すると言われる中で、重症患者の場合、その秒数分が、住民の方たちにとっては不安を抱くことになります。

重症と判断された場合、豊明や東郷町あたりまでは、藤田医科大学病院のドクターカーが出動しカバーされていると理解していますが、広域化前と後とで最北端、最南端で平均到着時間が延びていることについて、どのような対策、措置をとられているかお答えください。

◎議長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

救急車の到着に時間を要する場合や重症と判断した場合は、即時、近くの消防隊を先行出動させて傷病者の処置を行います。

更には、藤田医科大学病院のドクターカー、愛知医科大学病院のドクターヘリを積極的に活用するなど、より高度で質の高い救急活動を提供することができています。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

愛知医科大学病院はドクターヘリが配備されていますが、調べますと飛ぶ範囲が片道70kmと愛知県内全域であり、過去のデータではありますが、年間350日を超える出動要請があるようです。数は少ないかもしれませんが、尾三消防管内以外の市町村に出動していて要請が重なった場合は難しいということだと思います。

この尾三消防管内エリアの救命率を向上させるために、より大きな力を発揮すると思います管内北部エリアにもドクターカーを配備する計画を進めてはいかがでしょうか。

◎議長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

ドクターカー事業につきましては、医療機関が主体的に行う事業ですので、消防として配備を進める計画はございません。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

医療機関が主体的に行なう事業ということですが、来月にパブリックコメントを実施予定の第8次消防力整備計画において、この10年間の計画の中でドクターカー配備に関する記述は入っているのでしょうか。

◎議長（武田治敏）

答弁者、近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

消防長、近藤。

先程お答えしたとおり、ドクターカー事業につきましては、医療機関が主体的に行う事業ですので、第8次消防力整備計画においてドクターカーの配備に関する記載はございません。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

一刻を争う命に関わる救急事案で、命を救うために配備されたのがドクターヘリです。それと同じで、ドクターカー配備により、他県ですが救命率が30%ほど上がったという話も聞きます。

平成25年度から運用開始された藤田医科大学病院では、ある会社から病院側に車両が寄贈された経緯があります。

お答えにありました、消防として配備を進める計画はないということですが、更なる救急の充実、救命率向上のために、特に管内北部エリアをカバーできるドクターカーの配備を進めるための方法として、例えば、県への働きかけをすとか、尾三管内には大手優良企業などもありますので、そうしたところから寄贈していただく働きかけをしていくことを提案いたします。

もう一度お答えをお願いします。

◎議長（武田治敏）

近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

構成市町や関係機関と協議させていただきまして、今後検討させていただきます。以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

今後、救急出動要請の件数は管内全体で見ますと、まだまだしばらくは人口増が続き、高齢者の増加もあり伸びていくと思われまます。救急車の適正利用など私たち住民側のモラルや啓発ももちろん大切ですが、是非、管内、特に最北端を含む北部地域をカバーできる新たなドクターカー配備を県や管内企業に働きかけをする検討を要望しておきます。

2項目目について、広域化スタート時、平成30年4月の豊明消防署と南部出張所を含め、職員数は58名でしたが、現在は63名の5名の増と聞いております。他の各消防署での平成30年4月時点と現在の配置人数の推移はそれぞれどのようになっていますか。

◎議長（武田治敏）

答弁者、可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

各消防署の警防課、予防課及び出張所の人数を含めてお答えいたします。

昨年度と比較して、みよし消防署は1名減の48名、日進消防署は2名増の57名、東郷消防署は1名減の34名、長久手消防署は3名減の49名の配置となっております。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

豊明消防署の5名増、日進消防署の2名増の理由は何ですか。全体で捉えた場合2名増えていますがその理由もお答えください。

◎議 長（武田治敏）

答弁者、可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

豊明消防署は、救急隊が3台の緊急車両を乗換運用しておりましたので、人員を増員し、救助隊を専任化することで、救急隊の専任化を図りました。

日進消防署は、タンク車に搭乗する人員を基準に基づき増員する必要があったものです。

限られた人員の中で調整する必要がありましたので、日勤者を減員し、更に再任用職員を活用することで、災害対応事務に2名を充てたものです。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

日進のタンク車の人員を基準に基づき増員する必要があったとの答弁でした。

確認ですが、今まで不足していた中でやりくりしていたという理解でよろしいでしょうか。現時点で他に不足しているような署所はあるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

できうる限りの人員の中で最大限の活動を常日傾心がけております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

職員の関係で、パート臨時職員と再任用職員の広域化スタート時と現在の推移はどのようになっていますか。

また、検証報告を見ると、職員数は、平成30年度が334人と記載があります。平成31年度の現在の人数も併せてお答えください。

◎議 長（武田治敏）

可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

臨時職員の人数は変わらず2名です。

再任用職員は、1名減の10名となっております。

消防職員の数としましては、広域化初年度は334人、二年度目は335人です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

ありがとうございます。

職員数は、平成30年度が334人、平成31年度は335人で1名の増です。

今後、救急出動の需要が増えることが予測できるのですが、来年度以降もトータルでみた職員数が1人増え2人増えということも可能性としてあるのでしょうか。

あるとしたらそれはどのような場合なのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

答弁者、可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

はい。

今後、管内人口や高齢者人口の増加により、消防需要が増すことが考えられます。

消防事務の処理状況の評価、検証を毎年行ないますので、その結果を踏まえて、体制整備の検討を行っていく予定でございます。

次年度以降の人数については、先程の答弁の補足も併せますと、広域化時の協定の中で職員332名体制との約束がございますが、今後については、管内で実働していただく消防職員の数を332名との形で運営させていただきたいと思っております。

退職の人数を補充して332名を維持していくということです。

従いまして、愛知県への派遣など、管内以外で働いていただく職員を除いておりますので、実質332名以上の職員数を確保していく所存です。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。代わる

◇ふじえ真理子議員

職員さんの増減、332人で運用していくとのことですが、人件費が歳出でも大きな割合を占めますので確認させていただきました。

更なる消防救急の充実ということで、充実していけばいくほど当然経費も掛かり、各構成市町の負担金にも影響してきます。また、ここ数年のうちは管内人口が増えていく見込みですが、それでも現体制を維持していくのでしょうか。

◎議長（武田治敏）

可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

はい。332名体制についてのご質問ですが、策定中の第8次消防力整備計画の中でも記載しておりますが、基本的な考え方として、今後5年間においては維持していく予定でございます。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

各構成市町の負担金については、人口の増減で影響があると思いますが、広域化後の3年間は、各消防本部の常備消防に係る公債費を除く経常経費の平成28年度決算額の比率で決まっていますが、4年目以降、つまり1年3カ月後には、4つの指標である均等割、面積割、救急件数割、基準財政需要額割の按分によって負担することが決まっています。

各市町の人口の増減は、この4つの指標の中に位置づけられているのでしょうか。国の一定基準に従った基準財政需要額の算出基準も併せてお答えください。

◎議長（武田治敏）

答弁者、可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

人口の増減については、4指標の1つである、組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割において位置付けられております。

基準財政需要額とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について、地方交付税法第11条の規定により算定した額で、その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた測定単位の数値に必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じた額を合算することによって行われるものです。この測定単位が人口になっております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

言い換えますと、各市町それぞれの人口が増えていく、減っていくことで消防職員の体制が決まってくる、それは各構成市町の負担金にも4つある指標の1つ基準財政需要額割の中で反映されてくるという理解でよろしいですか。

◎議 長（武田治敏）

答弁者、可児事務局長。

○事務局長（可児嗣久）

人口については、そのようになっております。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

質問事項にも書きましたが、今後の更なる消防、救急の充実を目指すことを考えていく時、前回、門原議員の一般質問で消防の県単一化について触れられていました。組合としてその後何らかの検討などはされてますでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

答弁者、近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。消防長、近藤。

10月16日に再度、愛知県消防長会臨時総会が開催され、愛知県消防広域化検討会という名称で消防長会の中に会を置くこととなりました。

検討内容は、現状及び将来の見通しの分析を行うこと。消防力強化の2つの手法について効果、課題を検討すること。消防力強化の方向性について検討することの3点です。

構成は、検討会と幹事会を置く形になりました。

検討会のメンバーは会長が愛知県消防長会会長、名古屋市の消防局長になります。副会長は、愛知県消防長会副会長ということで、これは年度によって替わりますが、現在は、衣浦東部広域連合消防局長と知多中部の消防長です。委員はその他の消防本部の消防長で、顧問は愛知県防災安全局長でございます。

検討会の下に幹事会を置きまして、幹事長は会長が属する消防本部の部長職で、名古屋市消防局の部長級の職員が幹事長にあたり、幹事は県内消防本部の総務担当課長とされました。

この会議が第1回幹事会として11月15日に開催されましたが、アンケート結果の報告のみで終了いたしました。

次に、第2回幹事会が12月20日に開催され、開催前に行った新たなアンケートを基に、火災出動、火災調査、救急出動、査察、違反処理について、それぞれの消防本部が抱える課題等の洗い出しが行われたところです。

幹事会は、検討会から指示を受けた事項について、調査、分析を行うという役割でありますので、現在のところ、何ら具体的な検討は始まっておりません。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

詳細なご回答ありがとうございました。最新の動きはわかりました。

尾三消防組合が広域化して1年9カ月、実際の成果と課題についてお聞きしてきました。消防職員の皆さんの日々のご努力もあり消防力全体の向上が伺えます。住民の皆さんも、もしもの時でも安心感がもてることは大きいです。

一方で最北端、最南端の救急車到着時間が延びたことは事実として課題としてきちんと受けとめることは大事だと思います。その件については、消防隊を先行出動するなど総力を挙げていらっしゃることもご答弁からわかりました。

ドクターカー配備を進めていくことについても、医療機関に任せるだけでなく、救命率向上にダイレクトにつながるドクターカー配備を、消防として県や企業に働きかけていく提案をさせていただきました。

尾三消防組合が実際に広域化を成し遂げ前進させていることの成果、スケールメリットが多いということが、今後も検証を重ねながら実績としてたくさん出てくるのであれば、それは広域化の良さを当組合が実証しているわけですので、県広域化検討会で、更なる広域化への踏み出しを尾三消防として積極的にしていくという考えの根拠になるのか。それが管内32万人の住民にとって望ましいことなのかどう

か。それとも、来年度から始まる第8次消防力整備計画、更にその先20年30年と年数を経ていく過程で、人口減や気候変動による大規模災害の頻度が増すなどして、今の体制では困難となり、新たに大きな課題が出てくるようなことであれば、解体もあり得るのか。今、この時点での答えは求めませんが、色々思うわけです。

間もなく公表されます10年間の第8次消防力整備計画の中で、例えば中間年、5年後ぐらいの見直しの時には、始まったばかりの愛知県消防広域化検討会の進捗にもよりますが、尾三消防としての方向性を明確に出していく、また検討事項として計画の中に明記していくお考え、可能性はありますでしょうか。

◎議長（武田治敏）

答弁者、近藤消防長。

○消防長（近藤信之）

はい。前段の県単位の消防広域化については、消防事務というのは市町村の固有事務であり、現在は、この消防事務を尾三消防が執っていることとなります。

よって、県単位の消防の検討については、構成市町の考えが主体となりますので今後も構成市町と検討していきながら、愛知県消防長会の検討会の中で意見を申し上げながら事務を進めていきたいと考えます

また、5年後の検証については、計画期間をフェーズ毎に分けておりますので、中間時点で組合議員の皆様にも御報告させて頂く予定です。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

質問ではありませんが、最後のまとめとしまして、尾三消防管内約32万5千人の住民の生命を守る、消防救急の技術、装備、組織運営体制の整備、つまり消防力の強化が住民の暮らしのいざという時の安心にもつながります。

一部事務組合の経営という視点からも、人口の増減による人員の増減、これは人件費ですので大きいですが、各構成市町の負担金の変動要因の一つとなることについても確認させていただきました。

この先、県広域化検討会が設置され、どう進められていくかは未知数ですが、消防力低下はあってはいけません、繰り返し言われる広域化のメリットを守っていき、課題があれば対応・措置を講じ、更なる消防、救急の充実を目指していただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◎議長（武田治敏）

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第20号、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第20号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度より会計年度任用職員を導入することに伴い、報酬や手当などの給与及び費用弁償を、条例で定める必要があることから、制定する必要があるからです。

制定条文の概要をご説明します。1ページをお願いいたします。

第1条は制定の趣旨です。

第2条は給与の種類、及び支払方法に関する規定です。

第3条から2ページの第7条までは、日額、時間額などの報酬額の算出方法を規定しています。また、1ページの第6条は、地域手当の率及び支給に関する規定です。

2ページからの第8条は、時間外勤務、3ページからの第9条は、休日勤務、4ページの第10条は、夜間勤務に係る報酬について、それぞれ規定します。

第11条は報酬の計算方法と支給日に関する規定です。

5ページの第12条は、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬額の計算方法について、それぞれ規定します。

第13条は報酬を減額するときの規定です。

6ページの第14条は、期末手当に関する支給条件、支給額の計算方法、支給時期を規定しています。

第15条は、通勤に係る費用弁償、7ページの第16条は、公務のための旅行に係る費用弁償についての規定です。

附則により、条例は令和2年4月1日から施行します。

8ページから11ページまでは、第3条及び第4条に係る別表となっています。

議案第20号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

これより、議案第20号に対する質疑を許します。

お諮りします。

質問時間は、15分以内とし、質問回数は、制限ないものとします。また、関連

質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員

(異議なしの声)

◎議 長 (武田治敏)

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

それでは、事前の通告に従いまして、ご質問いたします。

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、別表第1の根拠を伺います。

◎議 長 (武田治敏)

ただ今の門原武志議員の質疑に対する答弁者。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 (廣瀬敏文)

次長兼総務課長、廣瀬。

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準の規定により、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与と均衡が図られていることとされております。

会計年度任用職員の職務は、組合の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定める係員が行う、定型的な業務を行う職務を想定しています。

これは、給与に関する条例の行政職給料表(一)の1級と同程度の職務の内容や責任の程度であることから、1級と同じ給料表の額としています。

以上です。

◎議 長 (武田治敏)

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

募集時に示す時給と別表第1との関係を示してください。

◎議 長 (武田治敏)

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

パートタイム会計年度任用職員の報酬は、条例第7条で規定しています。

具体的には基礎号給である1級1号給を初号給として、当該職員の勤務日数や勤務時間に応じて換算した金額が時間額、いわゆる時給となります。

ただし、応募者の職業経歴などに応じて号給の格付けが変わりますので、募集時には目安またはその範囲等を示すことを予定しています。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

個々の職員の給与水準は上がるのか。賃金の総額はどうなるのか。教えてください。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

先のご質問でお答えした第7条各項の規定により、職員の報酬を計算しますと、時間額は約960円となり、現行930円より給与水準は上がります。

総額も、新たに期末手当2.6月分や通勤に伴う費用弁償が支給されることがありますので、今年度予算額より増額となります。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

第5条で、任命権者が規則で定める基準とはどういうものか。また号給は個人の経験年数が反映されるのか。お答えください。

◎議 長（武田治敏）

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

規則では、職種別基準表として、一般事務や事務補助等の職務に応じて、報酬の基礎号給を定めることとなっております。

号給への反映は、先のご質問でお答えしたとおり職業経歴に応じて号給の格付けが変わりますので、議員のお見込みのとおりです。

ただし、事務補助等の職員については、国の一般行政職の常勤職員の初任給基準額を上限の目安とする考え方を準用し、上限額を設定する予定です。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第20号に対する反対討論の発言を許します。

（なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（なし）

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第20号、尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第7、議案第21号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第21号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、この案を提出するのは、議案第20号によ

る条例の制定に併せて、条文及び字句の追加や整理など、所要の整備を行う必要のある条例が6本あることから、本条例を制定して一括して改正する必要があるからです。

新旧対照表をお願いします。

1 ページは、尾三消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、パートタイム会計年度任用職員は、公表の対象外である規定とするための字句の整理を行うものです。

2 ページは、尾三消防組合職員の分限の手續及び効果に関する条例で、会計年度任用職員の分限処分である休職に関する規定の条項を追加することです。

3 ページは、尾三消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で、懲戒処分である減給に関する規定を追加することによる字句の整理を行うものです。

4 ページは、尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、規則へ委任するための字句の整理を行うものです。

5 ページは、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例で、会計年度任用職員の勤勉手当の除外、復職時調整及び部分休業についての規定の追加及び字句の整理を行うものです。

6 ページは、尾三消防組合職員の給与に関する条例で、一般職員とは別に条例を制定するための条文及び字句の整理となります。

改正文にお戻りいただきまして、附則により、条例は令和2年4月1日から施行します。

議案第21号の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第21号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第21号に対する反対討論の発言を許します。

（なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（なし）

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第21号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第 8、議案第 2 2 号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算、第 3 号を議題とします。

議案の説明を求めます。

廣瀬次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（廣瀬敏文）

次長兼総務課長、廣瀬。

議案第 2 2 号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算、第 3 号について、ご説明いたします。

一般会計補正予算書の 3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入、歳出それぞれ 8 5 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 8 億 5 千 3 1 6 万 2 千円とするものです。

補正予算説明書 1 0、1 1 ページをご覧ください。

歳入の款 8、項 1、目 1、繰越金は、平成 3 0 年度決算における実質収支額の一部から、前年度繰越金として一般会計へ組み入れるものです。

款 9、項 1、目 1、諸収入は、長久手市で発生した豚コレラの防疫作業への協力として、長久手消防署の上水道から散水車に給水したことによる上水道使用料と、上水道使用に伴って同時に徴収される下水道使用料のうち、先の上水道の使用が下水道利用していないことによる下水道使用料の還付金です。

なお、この歳入は、歳出、款 3 のその他の特定財源となります。

1 2、1 3 ページをご覧ください。

歳出の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 3、委託料のパソコン保守料は、令和 2 年度より、7 節賃金が廃止となることから、8 節以降の節番号が繰り上がることとなりますので、財務会計システムを改修する必要があるからです。

款 3、項 1 消防費、目 1 2、長久手消防署費、節 1 1、光熱水費は、歳入でご説明した豚コレラ防疫作業への協に伴う上水道使用料と、たまたま同じ時期に、上水道の宅内埋設配管から漏水が発生しました。配管の老朽化が原因でした。この 2 件分の支払いによって、年度末までに現計予算額では不足することが見込まれるためであります。

議案第 2 2 号の説明は以上です。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第22号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第22号に対する反対討論の発言を許します。

(なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(なし)

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第22号、令和元年度尾三消防組合一般会計補正予算、第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

(起立全員)

◎議長(武田治敏)

起立全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議長(武田治敏)

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員

(異議なし)

◎議長(武田治敏)

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(武田治敏)

日程第9、管理者あいさつ。

近藤裕貴管理者。

○管理者(近藤裕貴)

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先程は、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、原案どおり議決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

今後もより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和最初の年となった今年を振り返りますと、当組合管内におきましては、幸いにして大規模な災害の発生はございませんでしたが、全国的に見ますと、8月には九州の北部で線状降水帯が発生したことにより、長崎県の対馬市では50年に一度と言われるほどの記録的な大雨が観測され、9月には台風15号、10月には台風19号が発生し、人的被害のほか、多くの家屋で全壊や半壊など、自然災害が甚大な被害をもたらしました。

また火災では、記憶に色濃く残っておりますが、7月には京都アニメーションの放火による火災、10月には首里城の火災と、大変、大きな災害が起こった年であったと感じております。

当組合管内の火災件数は増えていると伺っておりますが、広域化のメリットを十分に活かしつつ、あらゆる災害から住民を守るため、日々訓練を積み重ね、更なる自己研鑽に励み、住民の負託に応えていく所存でございます。

終りになりますが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。

議員の皆様におかれましては、健康管理にご留意いただき、すがすがしい新年を迎えられるよう祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎議長（武田治敏）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

近藤管理者をはじめ、当局の皆様には、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

議員各位におかれましては、議員活動など、ご多用とは存じますが、くれぐれもお体にはご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長（武田治敏）

これをもちまして、令和元年12月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

午前11時06分閉会

●書記長（島田茂樹）

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。ご着席願います。

●書記長（島田茂樹）

事務局よりご連絡いたします。

令和2年、尾三消防組合消防出初式を1月8日、水曜日の午前10時から挙行いたします。つきましては、年始の折、公務ご多忙とは存じますが、ご参観いただきますようお願い申し上げます。

また、次回の議会は、3月定例会となりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。本日は、大変ありがとうございました。

上記議事録が正確であることを署名する。

令和元年12月25日

議長 武田 治敏

議事録署名者 福守 金之助

議事録署名者 渡邊 研夫

